

# 福岡県公報

平成二十年十一月十日  
第二千八百九十五号  
増刊 ①

## 目次

### 規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

（社会活動推進課）……………一

### 規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十一月十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十九号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年福岡県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表第一号中欄中「において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項の設立の時」を削る。

第十条第一項中「第五条」を「第六条」に、「第十条」を「第十一条」に改め、「において準用する民法第五十一条第一項の設立の時」を削る。

第十二条中「第六条」を「第七条」に改める。

第十四条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

第十六条中「第九条」を「第十条」に改める。

第十七条第二項中「第四十条第一項において準用する民法第七十七条第二項及び同法

第八十三条」を「第三十一条の八及び法第三十二条の三」に、「第六条」を「第七条」

に改める。

第十八条第一項及び第十九条中「第二項において準用する民法第五十一条第一項（法の設立の時に關する部分に限る。）」を削る。

様式第四号備考③ 中「において準用する民法第五十一条の設立の時」を削る。

様式第十号備考②中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第十一号中「第40条第1項において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8

」に改め、同様式備考①中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第十二号中「第40条第1項において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改

め、同様式備考①中「第9条」を「第7条」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）